

## V マザーズ事前チェックリスト

本章に記載するチェックリストは、マザーズへの上場申請予定会社が上場準備を円滑に進めていただくための参考資料として作成したものです。

マザーズ上場会社としての体制整備の観点から、上場申請の準備段階において確認しておくべきと考えられる一般的な事項を掲げてありますが、上場申請予定会社の規模や業種・業態が様々であることから、求められる体制整備のあり方についても一様ではありません。したがって、実際に上場準備を進めるにあたっては、主幹事証券会社、担当監査法人などと十分相談してください。

上場申請予定会社が子会社及び関連会社を有している場合には、子会社等を含めた経営管理や、連結での情報開示などの体制整備が必要となりますのでご注意ください。

### 1 事業計画が、今後の事業展開を踏まえ合理的に作成されていますか

事業計画は、上場前の投資情報につながる開示書類である「Iの部」や、上場後に投資者に対して行う様々な情報開示における基礎的資料となるものです。したがって、当該事業計画（上場時における調達予定資金の使途及びその投資回収計画を含みます。）が、上場申請予定会社の内的・外的環境に対する客観的分析に基づいて作成されていることが必要です。

また、作成された事業計画を遂行するために必要な事業基盤が整備されていること（現時点で整備されていない場合は上場後に整備される合理的な見込みがあること）が必要です。

①事業計画の基礎となるビジネスモデルは、経済的合理性の観点から十分な検討が行われていますか。	<input type="checkbox"/>
②事業計画が、自社のビジネスモデルの特徴（強み・弱み）、業界の現状及び展望、競合他社の動き、対象市場の規模や成長度合い、製商品・サービスの需要動向、原材料市場等の動向、主要な取引先の状況、法的規制の状況等の事業展開に際して考慮すべき諸要素を踏まえて合理的に策定されていますか。	<input type="checkbox"/>
③事業計画を達成する上でのリスク要因を合理的に説明できますか。	<input type="checkbox"/>
④立案した事業計画を遂行するために必要となる事業基盤（営業人員や研究・開発人員等の人的資源、事業拠点や設備等の物的資源、投資資金等の金銭資源など各種経営資源等）は整備されていますか。現時点で整備されていない場合は、上場後において（上場時の調達資金等により）整備される合理的な見込みはありますか。	<input type="checkbox"/>

## 2 経営管理組織は有効に機能していますか

### (1) 取締役会について

業務執行の最高意思決定機関である取締役会において、十分な議論・検討がなされず、取締役会が形骸化しているような場合は、取締役会に求められる取締役の業務執行に対する監督機能が働かず、会社としての意思決定が特定の者により実質的に決定されてしまうこととなり、ひいては特定の者の利益を優先し、株主の利益が侵害される危険性が生じるものと考えられます。したがって、取締役会においては、議案に係る検討資料や月次業績資料などに基づいた十分な議論・検討と、その過程を経た組織的な意思決定・監督が求められます。

①取締役会を定期的開催していますか。また、必要に応じて機動的に開催し、迅速な意思決定を行うことができますか。	<input type="checkbox"/>
②取締役会における議案に関しては、十分な議論・検討がなされたうえで決定されていますか。また、そのための十分な経営管理資料などの検討資料が用意され、かつ、取締役会議事録が適法に整備されていますか。	<input type="checkbox"/>
③業務運営上の重要な報告が適切に行われていますか。	<input type="checkbox"/>
④取締役会の業務執行役員に対する監督が有効に機能していますか。	<input type="checkbox"/>
⑤特定の者の利益を優先するような決議が行われていませんか。	<input type="checkbox"/>
⑥取締役の他社との兼任関係などが、会社の意思決定や業務遂行を阻害するものになっていませんか。	<input type="checkbox"/>
⑦取締役会の決議方法がコーポレート・ガバナンスの観点から適当な決議方法となっていますか。	<input type="checkbox"/>

### (2) 監査役について

監査役には、取締役、会計参与及び取締役会に対する監査機能が求められますが、この機能を全うするためには、日々の業務監査などに加えて、取締役会への出席も必要となります。

①監査役による取締役及び会計参与の業務執行に対する牽制は有効に機能していますか。	<input type="checkbox"/>
②担当監査法人や内部監査と連携して、適切に監査を実施していますか。	<input type="checkbox"/>
③監査役が取締役会に出席していますか。	<input type="checkbox"/>

### (3) 独立役員について

東証では、一般株主保護の観点から、上場会社に対して、独立役員（一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役又は社外監査役をいいます。）を1名以上確保するよう求め、これを企業行動規範の「遵守すべき事項」として規定しております。そのため、これから上場申

請を行う会社につきましても、上場日までに独立役員を確保し、東証に独立役員の確保状況を記載した「独立役員届出書」を提出していただく必要があります。

- |                                                                                                    |                          |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①独立役員として届出を行う予定の社外取締役又は社外監査役が1名以上確保されていますか。                                                        | <input type="checkbox"/> |
| ②独立役員として届出を行う予定の社外取締役又は社外監査役は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない者ですか。上場管理等に関するガイドラインⅢ 5. (3) の2に掲げる事由等に該当していませんか。 | <input type="checkbox"/> |

#### (4) 会計参与について

会計参与には、取締役や執行役と共同して計算書類を作成する役割などがありますが、会計参与設置会社である場合、上場審査では会計参与に過度に依存せず、法定開示・適時開示を適時・適切に、かつ、継続的に行うための組織的な社内体制が求められます。

- |                                                           |                          |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①会計参与設置会社である場合、法定開示・適時開示に係る社内体制が会計参与に過度に依存した体制となっていないですか。 | <input type="checkbox"/> |
|-----------------------------------------------------------|--------------------------|

V

#### (5) 内部監査について

内部監査は、経営者自身が、会社財産の保全や適法かつ効率的な業務運営を担保するために行うものであり、基本的には、特定の部門の影響を受けない独立した部門により実施されることが望ましいと考えられます。しかし、会社の規模や業種・業態及び成長ステージ等によっては、独立した部門によることが必ずしも効率的でない場合も考えられますので、その場合においては、内部監査機能をどのように構築するのかについて、会社の実態にあわせて検討していただく必要があります。

- |                                                      |                          |
|------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①会社の規模や業種・業態及び成長ステージ等に応じて、有効な内部監査（計画・実行・報告）を行っていますか。 | <input type="checkbox"/> |
| ②被監査部門は、内部監査による指摘事項に対して適切な対応をとっていますか。                | <input type="checkbox"/> |
| ③内部監査部門を設けていない場合は、代替的な手段をとっていますか。                    | <input type="checkbox"/> |

#### (6) 内部統制・社内規程について

会社財産の保全や適法かつ効率的な業務運営に必要な内部牽制機能の枠組みの基礎は、社内規程の整備とその適切な運用であると考えられます。したがって、社内規程が会社の規模や業種・業態に応じて適切に整備されており、かつ、当該社内規程に沿った実務が行われていることが必要です。この場合の社内規程には、例えば、組織運営関係規程（取締役会規程、監査役会規程、業務分掌規程、職務権限規程など）、人事労務関係規程（就業規則、給与規程、退職金

規程など)、業務管理関係規程(予算管理規程、株式取扱規程、関係会社管理規程、販売管理規程、購買管理規程、資産管理規程、会社情報管理規程など)、経理関係規程(経理規程、原価計算規程など)などが考えられます。また、ここに列挙したもの以外でも、会社の規模や業種・業態及び成長ステージ等に応じて整備していただく必要があります。

なお、会社法では内部統制システムの整備に関する事項が明文化されており、また、金融商品取引法では財務報告に係る内部統制報告制度が導入されています。上場会社になるにあたってはこれらの法令等を踏まえ、内部統制システムの整備を事前に行っておく必要があります。

①会社の規模や業種・業態及び成長ステージ等に応じて、必要な社内規程が整備されていますか。	<input type="checkbox"/>
②社内規程に部門間及び部門内の相互牽制機能が備わっていますか。	<input type="checkbox"/>
③会社の規模や業種・業態及び成長ステージ等の変化に応じて、適宜社内規程を改訂していますか。	<input type="checkbox"/>
④社内規程に沿った実務が行われていますか。	<input type="checkbox"/>
⑤事業計画を部門間の調整等の手続きを経て適切な手法により策定するための体制が整備されており、かつその体制が適切に運用されていますか。	<input type="checkbox"/>
⑥法令等を踏まえた内部統制システムの整備の準備は行われていますか。	<input type="checkbox"/>

## (7) 業績管理について

経営者(業務執行役員を含みます。)が適切な経営判断を行うためには、会社(担当部門を含みます。)の状況を正確に把握することが不可欠であり、月次の業績及び事業の状況の把握と分析を早期に行うことができる体制が求められます。なお、月次の業績及び事業の状況に対して適切な分析を行うためには、合理的に策定された予算との比較分析が有効であると考えられます。また、この月次の業績及び事業の状況の早期の把握と分析は、上場後の適時・適切な情報開示(業績見通しなどの将来予測情報の発表と修正)のためにも必要となります。

①経営者が会社の状況を計数的に正確に把握していますか。	<input type="checkbox"/>
②月次の業績及び事業の状況の把握を早期に行うことができますか。	<input type="checkbox"/>
③予算と実績及びその比較分析、その他の経営情報を通じて、適時・適切な経営判断を行うことができますか。	<input type="checkbox"/>

## (8) その他経営管理上の留意点について

①法定書類や各種契約書などの重要書類が適切に整備・保管されていますか。	<input type="checkbox"/>
②経営上重要な技術などに関して、必要に応じて特許を取得するなどの対応を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
③経営管理機能（総務部門・経理部門など）の一部を外部委託している場合でも、当該委託業務に関する管理・情報分析・説明を自社の責任において適切に行うことができますか。	<input type="checkbox"/>

## 3 企業内容の適時・適切な開示に向けた準備は進んでいますか

## (1) 社内体制について

東証では規程第 401 条において「上場会社は、投資家への適時、適切な会社情報の開示が健全な金融商品市場の根幹をなすものであることを十分に認識し、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」と定めています。投資者への適時・適切な情報開示は、上場後も継続的に求められますので、そのための体制整備が必要となります。つまり、会社としての情報開示面の対応が、特定の者によるところが大きいような場合においては、万が一の場合に情報開示に支障をきたす結果となりかねませんので、組織的な対応が求められます。

V

①法定開示・適時開示・IR活動を適時・適切に、かつ、継続的に行うことができるような社内体制となっていますか。	<input type="checkbox"/>
②親会社等と常に連絡が取れる体制を整えていますか。	<input type="checkbox"/>
③会社情報に関する適時開示資料等を自社のウェブサイト等に掲載する場合、公表予定時刻より前に外部者が閲覧することができないようにするためのシステム上のセキュリティ対策や掲載手順が適切に整備されていますか。	<input type="checkbox"/>

## (2) 開示書類について

東証では投資情報につながる開示書類として「Iの部」を審査対象としています。したがって、定められた内容を網羅して記載していただくことはもちろん、その他投資判断を行う上で必要と考えられる情報を積極的に、かつ、一般投資者にも分かり易く記載していただくことが必要です。また、上場後の継続開示にも関係しますので、事前の十分な準備が求められます。

①「Iの部」を法令に準じて作成できるように準備を進めていますか。	<input type="checkbox"/>
②「Iの部」に、事業内容、財政状態・経営成績・資金収支の状況に係る分析及び説明、関係会社の状況、研究開発活動の状況、大株主の状況、役員・従業員の状況、配当政策など、投資判断上有用な事項を、一般投資者にも分かりやすく記載するように準備を進めていますか。	<input type="checkbox"/>
③「Iの部」に、投資判断上のリスクとしての性格を有する情報、具体的には、事業年数の短さ、累積欠損又は事業損失の発生の状況、特定の役員への経営の依存、他社との事業の競合状況、市場や技術の不確実性、特定の者からの事業運営上の支援の状況、主要な事業の前提に関する事項、その他投資判断に際してリスク要因として考慮されるべき事項を網羅し、かつ、一般投資者にも分かりやすく記載するように準備を進めていますか。	<input type="checkbox"/>
④資本下位会社への出資比率の不当な調整などにより、企業グループの実態の開示を歪めていませんか。	<input type="checkbox"/>

## (3) 業績等の開示について

マザーズへ上場することとなった場合には、通期業績及び四半期業績の開示と、業績見通しの公表を継続的に行っていただくこととなりますが、これらの業績等の開示には、投資情報としての有用性の観点から、速報性と正確性が求められます。また、業績見通しの公表に関しては、その後の事業の進捗状況に応じて、場合によっては業績見通しなどの将来予測情報の修正を行っていただく必要が生じますが、この修正を適時・適切に行うためには、月次での予算実績管理などが必要となります。

①年度末決算短信を年度末から遅くとも45日以内に、四半期決算短信を少なくとも年度末の決算発表と同等以上の日数で開示できるように準備を進めていますか。	<input type="checkbox"/>
②適切な業績見通しなどの将来予測情報の公表及び適時・適切な将来予測情報の修正を行うことができるように準備を進めていますか。	<input type="checkbox"/>

## (4) 会計処理について

財務諸表等（連結財務諸表を含みます。以下同じ。）は上場申請予定会社の財政状態や経営成績などを示すもので、開示情報の中で特に重要であります。その作成上の基準となる会計処理（会計方針）の適切性は、財務諸表等自体の信頼性の基礎となるものです。したがって、その決定及び変更の際には、業種・業態などを踏まえて、担当監査法人と事前に十分検討していただくことが必要です。

- |                                               |                          |
|-----------------------------------------------|--------------------------|
| ①採用する会計処理及びその運用が、会計基準、会計慣行、業種・業態などの観点から適切ですか。 | <input type="checkbox"/> |
| ②会計証憑類・データファイルが、適切に整理・保管されていますか。              | <input type="checkbox"/> |

## (5) 事業年度（決算期）の変更について

「Iの部」などの開示書類の中では、基本的に直前2期間の財務諸表等の掲載が求められていますが、これは、過去2期間の業績等を比較対照できることが投資情報として有用であることを意味しています。しかしながら、最近2年間に事業年度（決算期）の変更を行っている場合は、期間比較が困難となり、財務諸表等の投資情報としての価値を損ねることとなりますので、基本的に好ましいことではないと考えています。

- |                                                                   |                          |
|-------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ①最近2年間に事業年度（決算期）の変更を行っている場合は、その事業年度（決算期）の変更の理由を合理的に説明できますか。       | <input type="checkbox"/> |
| ②最近2年間に事業年度（決算期）の変更を行っている場合は、期間比較可能性を担保するための補足的情報を開示する準備を進めていますか。 | <input type="checkbox"/> |

## (6) 会社情報管理について

会社情報、中でも金融商品取引法上の重要情報の管理と適時・適切な開示は、インサイダー取引の防止、ひいては金融商品市場の信頼性確保の観点から非常に重要でありますので、組織的な情報管理体制の整備が求められます。

特に近年、役員・従業員等の会社関係者がインサイダー取引に関する告発・課徴金納付の対象となるケースは増加傾向にあることから、こうした点について一層の留意が必要です。

- |                                             |                          |
|---------------------------------------------|--------------------------|
| ①会社情報を、会社情報管理に係る社内規程にしたがって、適切に管理することができますか。 | <input type="checkbox"/> |
| ②重要情報を適時・適切に開示することができますか。                   | <input type="checkbox"/> |
| ③インサイダー取引防止に向けた研修会などを実施する予定がありますか。          | <input type="checkbox"/> |



## 4 会社関係者等との取引により、企業経営の健全性が損なわれていませんか

会社が行う取引には、その取引を行うこと自体に対する合理性（事業上の必要性）と、取引条件の妥当性が求められます。このいずれかを欠く取引は、特定の者への利益供与という疑義が生じ、企業経営の健全性の観点から問題です。なお、支援目的で申請予定会社の企業グループにとって有利な取引が行われる場合がありますが、この場合には、その取引内容を開示することを前提に、取引の継続が認められることもあります。

その他、経営者が関与する取引（経営者自らが営業して獲得した案件・企画した案件や、例外的に経営者が決裁を行っている案件等）については、一般的に社内からの牽制が効きにくく、不正につながる懸念もあります。したがって、そうした取引に対して組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されているかどうか、また実際に行われた取引が不適切なものでないかどうかについて確認が必要です。

### （関連当事者等との取引が存在する場合）

①当該取引を行うことに合理性（事業上の必要性）がありますか。	<input type="checkbox"/>
②支援目的である場合を除いて、当該取引条件が第三者取引や近隣相場などと比較して妥当ですか。	<input type="checkbox"/>
③当該取引を継続する合理性（事業上の必要性）や、取引条件を定期的に検討・見直すこととしていますか。	<input type="checkbox"/>
④当該取引を監査（監査役監査・内部監査）における確認項目としていますか。	<input type="checkbox"/>
⑤当該取引の内容を開示書類において適切に開示するように準備を進めていますか。	<input type="checkbox"/>

### （取引が存在するかどうかに関わらず）

⑥関連当事者等との取引の存在を適切に把握することができますか。	<input type="checkbox"/>
⑦関連当事者等との取引について、適切に牽制する仕組みがありますか。	<input type="checkbox"/>

### （経営者が関与する取引が存在する場合）

①当該取引は、不適切な取引ではありませんか。	<input type="checkbox"/>
------------------------	--------------------------

### （取引が存在するかどうかに関わらず）

②経営者が関与する取引の存在を適切に把握することができますか。	<input type="checkbox"/>
③経営者が関与する取引について、組織的に検討が行われ牽制機能が発揮されるような適切な体制が整備されていますか。	<input type="checkbox"/>



## 5 上場申請に当たり、その他の留意すべき点への対応は図られていますか

### (1) 親会社等について

申請予定会社が親会社等（申請予定会社を支配することを目的としない場合を除きます。以下同じ。）を有している場合においては、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、申請予定会社の事業活動の多くの面で親会社等からの影響を受けていることが考えられます。そこで、申請予定会社が親会社等を有している場合においては、親会社等の意図により申請予定会社の自由な事業活動を阻害されるような状況にないことに加え、当該親会社等の情報は申請予定会社の投資情報としても重要であると考えられることから、当該親会社等に対し一定の情報開示を求めています。

①親会社等の企業グループに、申請予定会社の事業内容と類似する事業を営む会社が存在する場合において、申請予定会社の自由な事業活動や経営判断が阻害されるようなおそれはありませんか。	<input type="checkbox"/>
②親会社等の役職員と兼職又は親会社等から出向している取締役の合計人数が、取締役会（委員会設置会社においては各委員会を含む）の半数以上を占める等、申請会社の自由な経営活動を阻害するような状況が生じていませんか。	<input type="checkbox"/>
③申請予定会社が自らの意思決定によらず、親会社等からの指示によって事業を営んでいる等、申請予定会社の事業活動が専ら親会社等に依存している状況にはありませんか。	<input type="checkbox"/>
④申請予定会社が経営活動を行うに際し、その意思決定について親会社等からの過度な制約となるような取決め等が存在していませんか。	<input type="checkbox"/>
⑤親会社等から独立した事業運営を行ううえで、合理的な説明が困難な親会社等役職員からの出資や同役職員への新株予約権の付与などが行われていませんか。	<input type="checkbox"/>
⑥親会社等と営業取引、不動産賃貸借取引、資金取引等の取引関係がある場合において、支援目的であるものを除き、お互いがいずれか一方の不利益となるような取引を強制、誘引していませんか。	<input type="checkbox"/>
⑦親会社等との取引に合理的な理由（事業上の必要性）はありますか。また、支援目的であるものを除いて、親会社等との取引条件は通常と著しく異なっていませんか。	<input type="checkbox"/>
⑧非上場の親会社等を有している場合、「非上場の親会社等に関する決算情報」を上場申請時に東証に提出できる状況であり、かつ、当該親会社等が、東証の定める会社情報等の開示を行うことについて同意していますか	<input type="checkbox"/>

## (2) その他について

①事業内容が公序良俗に反するものではないですか。	<input type="checkbox"/>
②申請予定会社、関連当事者その他特定の者が、暴力団等の反社会的勢力と関係がないですか。	<input type="checkbox"/>
③重要な訴訟、係争、紛争、法令違反がないですか。	<input type="checkbox"/>
④上場申請に係る株式について譲渡制限がある場合は、上場申請日までに定款変更し、譲渡制限を撤廃しているか、又は上場の時までに譲渡制限を撤廃する見込みがありますか。	<input type="checkbox"/>
⑤申請会社の株式について、既に指定振替機関である保振の取扱い対象であるか、又は上場の時までに取扱いの対象となる見込みがありますか。	<input type="checkbox"/>
⑥株式事務を、東証の承認する株式事務代行機関に委託していない場合は、株式事務代行機関から受託する旨の内諾を得ていますか。	<input type="checkbox"/>
⑦定款上の公告紙が全国版日刊紙あるいは電子公告となっていますか。そうでない場合は、公告すべき事項の広範な（地域的な格差のない）周知方法として、ホームページへ適切に掲載するなどの対応を行っていますか。	<input type="checkbox"/>
⑧第三者割当や株移動等に関して、東証が定めた諸規則を遵守していますか。	<input type="checkbox"/>
⑨最近において担当監査法人や主幹事証券会社の変更がある場合には、その理由を合理的に説明できますか。	<input type="checkbox"/>
⑩担当監査法人や主幹事証券会社からの指導に対し、適切な対応を行っていますか。	<input type="checkbox"/>

## 6 ヒアリングに向けた準備は進んでいますか

次の項目は、マザーズへの上場申請会社に対して東証が実施するヒアリングにおいて確認する主要な事項を掲げたものです。予めご準備いただくことにより、上場審査をスムーズに進めやすくなります。なお、申請会社の規模や業種・業態によって、この他に追加的に確認を行う事項や割愛する事項があります。

## 【申請受付時の質問内容】

## (1) 上場申請理由等

- |   |                                             |
|---|---------------------------------------------|
| a | 上場を申請した理由（目的、期待する効果等を含めて）について、具体的に説明してください。 |
| b | 上場時における調達予定資金の規模・使途（概略で結構です。）を説明してください。     |

## (2) 事業内容

- a 事業内容及びビジネスモデルを具体的に説明してください。説明にあたっては、適宜、自社製商品を紹介する際に使用するプレゼンテーション用資料、I R用資料、製・商品案内、現品などを用いてください。
- b 現在の事業を起こすこととした経緯・目的、現在に至るまでの沿革を説明してください(ビジネスモデルがどのような経過を経て構築されるに至ったのか)。説明にあたっては、適宜、I R用資料、「I の部」等を用いてください。

## (3) 業界の状況

- a 市場規模(把握可能な場合)、市況等の最近の業界の動向及び今後の見通しについて説明してください。
- b 同業他社と比較した上で、自社の特徴について説明してください(同業他社が存在する場合)。

## (4) 今後の成長計画

今後の成長計画(具体的な予算数値)の内容を、中期経営計画などをベースに簡潔に説明してください。

### 【(上場申請後)ヒアリングにおける質問内容】

## (5) 事業内容に関する詳細

- a 事業展開のために必要となる事業基盤(人材、設備、資金、ノウハウ、知的財産権等)について、現状における整備状況を説明してください。
- b 業務運営に関する重要な契約がある場合には、その内容について説明してください。
- c 事業展開にあたって想定しているビジネスリスク及びその対処方法(方針)を、「I の部」の「事業等のリスク」に記載する予定の内容等に基づいて説明してください。
- d 業界に対する法的規制、行政指導の概要及び監督官庁の有無について説明してください。

## (6) 事業計画

- a 中長期の事業計画の内容（経営方針、将来の事業展開、今後の成長計画（具体的な予算数値及び策定根拠）等）を説明してください。
- b 事業展開に際して考慮すべき様々な要素（自社の状況や外部環境その他の事項）がどのように事業計画に反映されているか、具体的に説明してください。
- c 事業計画を遂行するために必要と考える事業基盤（人材、設備、資金、ノウハウ、知的財産権等）について、今後の整備予定等（現状において整備されていない事業基盤に関して、今後の整備に向けた具体的な施策及び実施時期）を、上場による調達資金の使途を踏まえて説明してください。

## (7) 上場時における調達資金の使途

上場時公募により調達する資金の使途及びその投資回収計画を説明してください（資金使途については、設備資金、運転資金、研究開発費、借入金返済、有価証券の取得、関係会社に対する出資または融資に区分し、その内容及び金額を具体的に説明してください）。

## (8) 上場申請期の業績見通しなどの将来予測情報の公表について

上場申請期の業績見通しなどの将来予測情報について説明してください。将来予測情報は上場時から公表することが望ましいと考えます。

## (9) 経営管理体制の整備・運用状況、内部監査体制

- a 主要な製・商品及びサービスについて、仕入から販売に至るまでの主な事務の流れについて、説明してください。なお、説明に当たっては、必ずしもフローチャートなどを用いる必要はありません。
- b 経営管理体制の整備を実施するに当たり、担当監査法人及び主幹事証券会社から改善要請を受けた事項とそれに対する対応を説明してください。
- c 内部監査に関して、監査担当部署、担当者、内部監査の内容（範囲、項目など）、手続き及び最近の実施状況について、説明してください。なお、内部監査に関する独立した組織等を設置していない場合には、他の代替する手段により内部監査に相応する手続きを実施している旨を説明してください。
- d 財務報告に係る内部統制報告制度への対応準備の状況について説明してください。
- e 事業計画を策定するための社内体制の状況（担当部署及び人員、事務手続きの流れ、規程類の整備状況等）を説明してください。

## (10) 適時開示体制等の整備状況

- a 適時開示体制の整備及び運用状況について、会社規模などを勘案のうえ、主に以下の点を説明してください。
- ・適時開示担当部門における担当者の数や担当、上場後の充実計画について
  - ・決算短信（連結及び単体）、四半期決算短信（連結又は単体）を作成する体制及び作成するまでの日数について
  - ・会社の重要情報の管理方法について（特に、経理部門の一部をアウトソーシングしている場合などにおいては、重要事実の外部流出防止の観点から特に意識して管理している事項などを説明してください。）
  - ・会社情報に関する適時開示資料等を公表予定時刻より前に外部者が閲覧することができないようにするための対応策（システム上のセキュリティ対策）について
  - ・企業グループ内における連絡・連携体制について
  - ・会社の重要情報について、掌握する責任者及びその責任者不在時における会社の対応方法について
  - ・企業グループの業績動向を的確に把握するための予算・実績の管理方法（公表された業績予想などの将来予測情報の修正要否や修正内容を把握できる体制か否か）
- b IR活動についての基本的方針と今後の取組みについて説明してください。
- c インサイダー取引防止に向けた取組みについて説明してください。

V

## (11) 親会社等との関係、企業グループの状況

- a 申請会社が親会社等を有している場合には、申請会社の企業グループが親会社等を中心とした企業グループにおいて、どのような役割・分担などを果たしているかを説明してください。
- b 親会社等グループと取引がある場合は、その内容（金額、取引条件など）を説明してください。
- c 申請会社グループが親会社等グループから支援を受けている場合には、その内容について説明してください。

## (12) 関連当事者等との取引等

- a 大株主による出資の経緯及び理由について説明してください。
- b 関連当事者等との取引がある場合には、その内容（金額、取引条件など）について説明してください。
- c 関連当事者等との取引の存在を把握するための方策について説明してください。また関連当事者等との取引を開始する場合や条件変更を行う場合における、取引の合理性（事業上の必要性）及び取引条件の妥当性についてどのように検討するか説明してください。

### (13) 係争・紛争事件、法令違反

- a 最近3年間及び申請期において、解決済み及び未解決の事件について、事件発生の経緯及び事件の内容等を説明してください。特に、特許、実用新案関係等のビジネスモデルに影響を与えると考えられる係争事件については、弁護士や弁理士の見解を踏まえたうえで説明してください。
- b 最近3年間及び申請期における申告法人税に対する重加算、独占禁止法違反その他法令違反、関係官庁による行政指導・処分の内容並びにその後のそれらの法令違反等に対する対応（再発防止に向けた体制の整備・運用状況）などについて説明してください。

### (14) その他

- a 過去において、主幹事証券会社や担当監査法人の変更を行った経緯がある場合には、その経緯及び理由について説明してください。（注）
- b 株主間契約がある場合には、その内容について説明してください。
- c 暴力団等の反社会的勢力との関係を持たないための体制の整備状況について説明してください。

（注）主幹事証券会社や監査法人の変更を行うことについては、特に制限はありませんが、上場の準備に入った後に、変更を行うこととなった経緯や理由を確認させていただきます。